

VHO-net ピアサポート倫理ガイドライン

ヘルスケア関連団体ネットワークの会（VHO-net）は、誰もが生きやすい社会を目指して活動しています。2015年にはVHO-netが考える『ピアサポート5か条』を発行し、ピアサポートのあり方についてまとめました。各団体のリーダーたちが、地域学習会等の場で議論を続けてくる中で、より社会から信頼されるピアサポートを確立するためには「ピアサポート倫理ガイドライン」が必要との意見ができました。このことを受けて「VHO-net ピアサポート倫理ガイドライン」を下記のように策定しました。各団体のピアサポートの倫理規定を作る際に活用ください。

記

1. 目的

ヘルスケア関連団体ネットワークの会（以下、VHO-netとする）では、ピアサポートが市民から信頼される社会資源になるよう、以下倫理ガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインにおけるピアサポートとは、VHO-netに登録しているヘルスケア関連団体のメンバー（以下、「メンバー」とする）及び、その団体に所属する会員による相談活動や情報提供等を意味する。

2. 基本的理念

ピアサポートにおいて、人間尊重を基本理念とし、互いの尊厳を大切にするとともに、その人らしく生きることを支えあう。

またメンバーは、ピアサポートの社会的信用を高めることを目指す。

3. プライバシー保護と個人情報の取り扱い

ピアサポート相談者（以下、「相談者」とする）のプライバシー保護を徹底する。個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、あらかじめ相談者の同意を得るとともに、得られた個人情報は漏えい防止も含めて、責任をもって管理する。

3-A. 団体内での個人情報の共有

個人情報を団体内で共有する場合は、共有する人や担当部署の範囲と、取り扱う情報の内容を決めておく。関係機関、専門職と情報を共有する場合も同様である。

3-B. 情報の公開に伴う責任

会報への掲載、集会での発表、ネット上での公開等の際には、相談者が特定されないように配慮する。

4. 自己決定権の尊重

メンバーは、相談者の自己決定権を尊重し、相談者の権利と利益を擁護する。

5. ネットワークの構築と自己研鑽

メンバーはVHO-netにて学びあい、他団体、関係機関、専門職とのネットワークの構築を目指し、ピアサポートの質の向上に向けて自己研鑽に努める。

(2020年10月1日制定)

「個人情報保護法」とは

個人情報を取り扱う際のルールを定めた法律で、平成 29 年 5 月 30 日に改正されました。法律の適用対象が拡大され、個人情報の数にかかわらず「個人情報をデータベース化して事業に利用している事業者」すべてが法律の適用対象となりました。

大勢の従業員を抱える企業や大量の個人情報を事業に利用していた企業はもちろん、中小企業や個人事業主、町内会・自治会、学校の同窓会なども、個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられます。

個人情報とは？

生きている個人に関する情報で、

(1) 氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できるもの

(他の情報と容易に照合でき、それにより、特定の個人を識別できるものを含みます)

(2) 個人識別符号（下記の①、②）が含まれるもの

①特定の個人の身体の一部の特徴を電子的に利用するために変換した以下の符号

顔、指紋・掌紋、虹彩、手指の静脈、声紋、DNA など

②サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる以下の公的な番号

マイナンバー、旅券番号、免許証番号、基礎年金番号、住民票コード、各種保険証の記号番号など

個人情報とプライバシー

個人情報保護法でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（パーソナルデータ）のうち、特定の個人を識別できる情報のことです。一方、プライバシーとは、私生活や私事、個人の秘密のような他人にみだりに知られたくない情報のことで、個人情報＝プライバシーではありません。

個人情報保護法上、プライバシーの保護や取扱いに関する規定はありませんが、個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いにより、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を図るものです。一方、プライバシーは「個人情報」の取扱いとの関連に留まらず、幅広い内容を含むと考えられます。そのようなプライバシーの侵害が発生した場合には、民法上の不法行為等として侵害に対する救済が図られることとなります。

(出典：政府広報ホームページ「小規模事業者や自治会・同窓会もすべての事業者が対象です。これだけは知っておきたい「個人情報保護」のルール」から引用)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html#column2>